

してはならない。

2 第4条に規定するうぐい、おいかわの魚種を対象とする投網・刺網を漁具とする場合は、電源開発鶴田発電所瀬戸石ダムえん堤下流に限り1月1日から2月末日の間遊漁を禁止する。

(全長制限)

第6条 次の表の(ア)欄に掲げる魚種については、それぞれ(イ)欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

(ア) 魚種	(イ) 全長
やまめ	10センチメートル
もくずがに	甲幅3センチメートル
うなぎ	21センチメートル
こい	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児、小学生は無料、中学生であゆを除くその他の魚種については無料、肢体不自由者は、それぞれの規定する額の2分の1に相当する額とし、高齢者が幼児を伴い、おいかわ(はえ)うぐい(いだ)を竿釣、手釣、たも網をする場合に限り遊漁料は免除する。

(1) 手釣・竿釣またはタモ網(叉手網も含む)による遊漁の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料
A券 全魚種	竿釣・手釣・タモ網(叉手網も含む)	1年 8,000円
		1日 2,000円
B券 鮎を除く全魚種	竿釣・手釣・タモ網(叉手網も含む)	1年 6,000円
		1日 2,000円
C券 鮎・やまめ・うなぎ・こいを除く全魚種	竿釣・手釣・タモ網(叉手網も含む)	1年 3,000円
		1日 500円

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料
あゆ	刺網	1統(5張まで) 60,000円
	投網	1把 5,000円
	瀬付がつくりがけ	1箇所 3,000円
	ほこ突	発射装置のないもの 5,000円
こい	刺網	1統3張までとし、1月1日から2月末日まで 5,000円
	投網	1把 5,000円
ふな	投網	1把 5,000円
うなぎ	うなぎかご	1組(3本として) 3,000円
	うなぎづか	1塚(5個まで) 3,000円
	ハエナワ	10張まで 5,000円
おいかわ (はえ)	刺網	1統3張までとし、1月1日から2月末日まで 5,000円
	投網	1把(1月1日から2月末日まで) 2,000円 1把(あゆの投網採捕承認証購入以外の場合に限り徴収する)網目2センチメートル以上とする(6月1日から12月31日まで) 5,000円
うぐい (いだ)	刺網	1統3張までとし、1月1日から2月末日まで 5,000円
	投網	1把(1月1日から2月末日まで) 2,000円 1把(あゆの投網採捕承認証購入以外の場合に限り徴収する)網目2センチメートルまでとする(6月1日から12月31日まで) 5,000円

	いだ付場	1箇所	2,000円
もくずがに	かにかご	1個	2,000円
	かにうけ	1箇所	5,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣、投網又は夕モ網（叉手網も含む。）による遊漁の場合には、当該遊漁にする以前において、役員、総代及び漁場監視員に納付するものとする。

○ 熊本県八代市麦島東町 14-1 球磨川漁業協同組合

○ 各市町村所在の釣具店の球磨川遊漁証取扱店

3 前項ただし書きに規定する遊漁券の購入又は申告が遊漁の事後になり漁協関係者の発見によって行われた場合は、当該遊漁料のほかに漁場管理費として1割相当額を手数料として徴収する。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）また、その他の場合には、別記様式第2号による採捕承認証（以下「採捕承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証または、採捕承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合員が行う漁業に支障を与えてはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する帽子及び腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻はしないものとする。

（附則）

この規則は平成16年1月1日から施行する。

様式第 1 号

④

年度    遊漁承認証 No. \_\_\_\_\_

住所			
氏名		年令	才

1. 承認期間 球磨川に (あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、  
 2. 魚 種 球磨川に (いだ、やまめ、わかさぎ、もくず、  
 生息する (がに、手ながえび  
 3. 漁具漁法 手釣、竿釣、たも網に限る。  
 4. 漁 場 球磨川全水域 (禁漁区を除く)  
 5. 遊漁料金 円也

上記の金額正に受領しました。

平成 年 月 日発行 八代市斐島東町14号1番  
 球磨川漁業協同組合

は 免  
つ 許  
て 用  
下 写  
さい 真  
を

3 cm

2.8 cm

取扱者印

⑤

年度    遊漁承認証 No. \_\_\_\_\_

住所			
氏名		年令	才

1. 承認期間 球磨川に (こい、ふな、うなぎ、はえ、いだ  
 2. 魚 種 球磨川に (やまめ、わかさぎ、もくずがに  
 生息する (手ながえび  
 3. 漁具漁法 手釣、竿釣、たも網に限る。  
 4. 漁 場 球磨川全水域 (禁漁区を除く)  
 5. 遊漁料金 円也

上記の金額正に受領しました。

平成 年 月 日発行 八代市斐島東町14号1番  
 球磨川漁業協同組合

は 免  
つ 許  
て 用  
下 写  
さい 真  
を

3 cm

2.8 cm

取扱者印

⑥

年度    遊漁承認証 No. \_\_\_\_\_

住所			
氏名		年令	才

1. 承認期間 球磨川に (はえ、いだ、ふな、わかさぎ  
 2. 魚 種 球磨川に (もくずがに、手ながえび  
 生息する (手ながえび  
 3. 漁具漁法 手釣、竿釣、たも網に限る。  
 4. 漁 場 球磨川全水域 (禁漁区を除く)  
 5. 遊漁料金 円也

上記の金額正に受領しました。

平成 年 月 日発行 八代市斐島東町14号1番  
 球磨川漁業協同組合

は 免  
つ 許  
て 用  
下 写  
さい 真  
を

3 cm

2.8 cm

取扱者印

様式第 2 号

年度	<b>採捕承認証</b>			No. _____	
住所					
氏名		年齢		才	
1. 承認期間 2. 魚 種 3. 漁具漁法 4. 漁 場					
5. 採捕料金 _____ 円也				<table border="1" style="width: 50px; height: 30px;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取扱者印</td> </tr> </table>	取扱者印
取扱者印					
上記の金額正に受領しました。					
平成 年 月 日発行	八代市麦島東町14号1番 球磨川漁業協同組合				

様式第 3 号

第	号	<b>漁場監視員証</b>		
下記の者は、当組合の漁場監視員 であることを証明する。				
	住所			
	氏名	生年 月日	年	月 日
有効期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで				
撮 影		発行者 球磨川漁業協同組合		

水俣川漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第7号共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、水俣川漁業協同組合が免許を受けた内共第7号第5種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という）の区域において組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、はえ、てながえび、もくずがに、以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請又は届出で第5条第1項又は第2項の規定による遊漁料を納付しなければならない。

2 前項の規定による申請は第5条第1項に規定する遊漁の場合には口頭で同条第2項に規定する遊漁の場合にはあらかじめ遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間等の内容を記載した遊漁承認申請書を提出するか又は口頭で組合の承認を受けなければならない。

3 組合は前項の申請又は届出があった場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合を除き当該申請又は届出を承認するものとする。

(遊漁の方法)

第3条 次の表の(ア)欄に掲げる漁業はそれぞれ(イ)欄の漁業の方法により(ウ)欄の規模の範囲内において(エ)欄の区域及び(オ)欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

2 川舟、いかだ、脚立等による漁法は営んではならない。

3 石築による流れを変える漁法を営んではならない。

(ア) 漁業の名称	(イ) 漁業の方法	(ウ) 統数の規模	(エ) 区域	(オ) 期間
あゆ漁業	竿釣、投網、たも網	竿釣りは1人1本 投網は1人1統	制限しない	6月1日午前8時より12月31日まで
こい漁業	竿釣、投網、たも網	竿釣り1人3本以内 投網は1人1統	制限しない	1月1日より12月31日まで
てながえび はえ(おいかわ) 漁業	竿釣、投網、たも網	竿釣1人3本以内 投網1人1統	制限しない	1月1日より12月31日まで
うなぎ漁業	うなぎてぼ	1人5本以内	制限しない	1月1日より12月31日まで
	うなぎ築石	1人2箇所以内	汐止より下流、但し水俣橋及び幸橋の上下流30mの区域を除く	7月第2日曜日より12月31日まで
もくずがに漁業	かにかご	1人3箇所以内	制限しない	9月15日より12月31日まで

(漁具の制限)

第4条 次の表の(ア)欄に掲げる漁法はそれぞれ(イ)欄の規模または大きさの漁具を使用してはならない。

(ア) 漁業の名称	(イ) 漁具の規模又は大きさ
あゆ漁業	投網、網目は1.5センチメートル未満のもの たも網、口径1メートル以上のもの 刺し網及び投込網は全域禁止
こい漁業	投網、網目は1.5センチメートル未満のもの たも網、口径1メートル以上のもの 刺し網及び投込網は全域禁止
はえ(おいかわ)漁業	投網、網目は1.5センチメートル未満のもの たも網、口径1メートル以上のもの 刺し網及び投込網は全域禁止 はえ(おいかわ)投網、網目1.5センチメートル未満のもの ただし12月1日から3月31日まではこの限りではない。
うなぎ漁業	うなぎ築石直径1.5メートル以上